

島根県建築物耐震改修促進計画（概要）

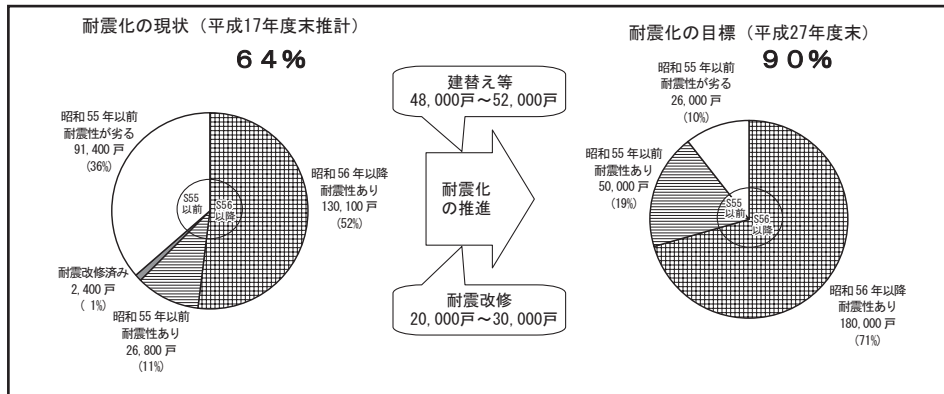
島根県耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

1 想定される最大震度、想定される被害の状況（島根県地域防災計画（震災編）より）

想定地震	最大震度	被害想定		
		木造・非木造建物の大破棟数	冬季地震の木造建物焼失棟数	冬季震災の死者数
①松江南方の地震	6強（一部7）	12,112棟	22,521棟	1,391人
②大田市西南方の地震	6強	4,429棟	2,656棟	373人
③浜田市沖合の地震	6強	2,588棟	697棟	148人
④津和野町付近の地震	6弱	610棟	2棟	7人

2 耐震化の現状と目標設定

(1) 住宅



(2) 多数の者が利用する特定建築物

耐震化率の目標90%（平成27年度末）

多数の者が利用する特定建築物の用途別、所有関係別の目標（単位%）。

建築物	現状の耐震化率 (平成17年度末)	耐震化率の目標 (平成27年度末)	
		公共建築物 民間建築物	公共建築物 民間建築物
多数の者が利用する特定建築物 (法第6条第1号)	62 [66]	61 [65]	95 [100]
災害時の拠点となる建築物	55 [61]	65 [66]	85 [100]
不特定多数の者が利用する建築物	56 [58]	54 [60]	93 [100]
		68 [69]	96 [100]
特定多数の者が利用する建築物	76 [77]	71 [73]	99 [100]
		51 [52]	76 [100]
賃貸住宅（共同住宅に限る）、 寄宿舎、下宿、事務所、工場等	76 [77]	80 [81]	97 [100]
		72 [72]	85 [100]

※ [] は耐震診断の実施状況を表す。

(3) 危険物を貯蔵又は処理場の用途に供する建築物 耐震化率の目標90%（平成27年度末）

(4) 通行を確保すべき道路沿いの建築物 耐震化率の目標90%（平成27年度末）

3 建築物の耐震化目標を達成するための施策

(1) 施策の実施方針

平成19年度より新たに「建築物等大規模地震対策促進事業」を創設し、“耐震診断・耐震改修の促進”、“啓発・知識普及”及び“法的措置”の3つの基本施策による総合的な対策に取り組む。

また、優先的に耐震化すべき建築物及び重点的に耐震化すべき地域を定め、効果的に耐震化を進める。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（基本施策1）

◆診断及び改修の誘導・支援策	①顕彰制度の創設	耐震化に関する先進的な事例・アイデアを顕彰
	②自治会による耐震化の取り組み	自治会単位での耐震化の仕組みづくり
	③リフォームに併せた耐震改修の促進	リフォームに併せた耐震化の仕組みづくり
	④業界による耐震化の取り組み	耐震化工事の需要拡大に向けた積極的営業活動
	⑤県・市町村が実施する支援策	補助事業等を活用した必要な助成制度の創設等
	⑥耐震改修促進税制の活用	各種特例措置の適用が可能な制度構築、啓発
	⑦県住宅供給公社による支援策	分譲住宅の耐震化、市町村の技術支援
◆安心して診断及び改修できる環境整備	①優良な技術者の養成	専門講習会の開催による優良な技術者の養成
	②技術者等の登録制度の実施	優良な技術者等の登録・公表制度の創設
	③相談窓口の設置	関係機関による相談窓口の設置、体制の充実
	④技術開発の促進	関係機関による建築技術研究発表会の開催
	⑤特定優良賃貸住宅の空家の活用	耐震改修によって必要となる仮住宅の確保
◆地震時の総合的な安全対策	①建築物以外の地震予防対策	ブロック塀倒壊、家具転倒防止対策等の実施
	②土砂災害防止対策	危険住宅の移転、土砂災害防止事業の推進
	③密集市街地の地震防災対策	総合的な市街地整備事業等の導入等
	④地震発生後の応急対策	応急危険度判定の実施、賃貸住宅の紹介等
	⑤地震保険等への加入促進	地震保険等の加入促進に向けた情報提供

(3) 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策（基本施策2）

◆地震防災マップの作成・公表	①市町村ごとの防災マップの作成	住民の意識啓発に資する防災マップの作成
	②身近な防災マップの作成	身近な危険が実感できる街区防災マップの作成
◆効果的な啓発メディアの整備	①啓発用パンフレット等の作成	地震防災・耐震改修に関するパンフレット等の作成
	②耐震改修事例集の作成	改修工事事例集を作成し相談業務等に活用
	③広報用ビデオ等の活用	ビデオ等を購入し研修・学習教材として活用
◆多様な学習機会の提供	①設計を通じた地域学習会の開催	住宅の改修設計を通じたワークショップの開催
	②セミナー・講習会等の開催	一般県民・特定建築物所有者向け講習会の実施
	③自治会による防災学習会の開催	自治会単位のきめ細かい防災学習会の開催
	④各種行事を活用した広報の実施	防災週間等の行事を活用した啓発活動の実施

(4) 特定建築物の所有者に対する法的措置等の実施（基本施策3）

◆耐震改修促進法による措置	①指導・助言の実施	耐震診断・改修についての指導、助言の実施
	②指示の実施	指導、助言に従わない所有者に対する指示
	③公表の実施	指示に従わない所有者に対する公表
◆建築基準法による措置	①是正勧告の実施	放置すれば保安上危険となる恐れのある建築物の所有者に対する勧告
	②是正命令の実施	保安上危険な建築物の所有者に対する命令